

茨城県報 第7209号

昭和59年1月12日

木曜日

目次

告 示

	ページ
●太田県立自然公園の公園事業の一部決定(環境管理課)	1
●保安林指定の解除予定(林業課)	2
●特定第2号漁業者の共済契約締結の申込みについての同意の認定(2件)(漁政課) 2	2
●新規土地改良事業の審査(3件)(農地管理課)	2
●新規土地改良事業の認可(4件)(")	3
●換地計画の適当決定(")	4
●土地改良区定款の変更認可(")	5
●土地収用法に基づく事業の認定(2件)(用地課)	5
●道路の区域変更(道路維持課)	6
●道路の供用開始(")	6
●都市計画事業の変更認可(都市施設課)	6

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示	7
--------------------------------	---

公 告

●川山入会林野整備に係る公告(林政課)	8
●開発行為の工事完了(8件)(建築指導課)	8
●道路位置の指定(")	10

告 示

茨城県告示第20号

茨城県立自然公園条例(昭和37年茨城県条例第17号)第5条第1項の規定により、太田県立自然公園の公園事業の一部を次のとおり決定した。

なお、公園事業の位置を表示した図面は、茨城県環境局環境管理課及び常陸太田市役所において縦覧に供する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹内 藤 男

事業の種類	事業地
公衆便所	常陸太田市新宿町字西山谷津560番地の1

茨城県告示第21号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡銚田町大竹字塙内751の4

2 指定された目的 飛砂の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

茨城県告示第22号

特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて次の者から同意成立の届があり、当該同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているもので、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者 茨城県日立市久慈町1丁目17番地の7 山 県 定 吉
茨城県日立市久慈町2丁目10番地の34 梶 本 常 蔵

茨城県告示第23号

特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて次の者から同意成立の届があり、当該同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているもので、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者 茨城県日立市久慈町1丁目18番地の18 小 松 正 男
茨城県日立市久慈町1丁目10番地の14 須 藤 勝 雄

茨城県告示第24号

里川堰土地改良区が行おうとする小沢地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
里川堰土地改良区定款の写し
小沢地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和59年1月17日から昭和59年2月6日まで
- 3 縦覧の場所 常陸太田市役所

茨城県告示第25号

石岡台地土地改良区が行おうとする先後地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
石岡台地土地改良区定款の写し
先後地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和59年1月17日から昭和59年2月6日まで
- 3 縦覧の場所 美野里町役場、茨城町役場

茨城県告示第26号

三和町長山中盛正から昭和58年12月12日付けで認可申請のあつた上片田地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
上片田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和59年1月17日から昭和59年2月6日まで
- 3 縦覧の場所 三和町役場

茨城県告示第27号

昭和58年10月1日付けで稲敷郡新利根村下太田1792—1宮淵東陽ほか6名から認可申請のあつた大沢地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和58年12月26日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第28号

昭和58年10月1日付けで稲敷郡新利根村大字下太田4104-1内藤整ほか12名から認可申請のあつた太田新田地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和58年12月26日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第29号

昭和58年10月1日付けで稲敷郡新利根村大字戊渡27風見稔夫ほか5名から認可申請のあつた戊渡地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和58年12月26日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第30号

昭和58年10月1日付けで稲敷郡新利根村上根本3482吉岡一仁ほか3名から認可申請のあつた上根本地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和58年12月26日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第31号

昭和58年4月22日付けで認可申請のあつた清水桑山地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
 - 2 縦覧の期間 昭和59年1月20日から昭和59年2月8日まで
 - 3 縦覧の場所 江戸崎町役場, 東村役場
-

茨城県告示第32号

昭和58年12月13日付けで守谷町外一市一ヶ村土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、昭和58年12月26日認可した。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第33号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 八千代町
- 2 事業の種類 八千代町総合運動場建設事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分 結城郡八千代町大字菅谷字新田山内地内
 - (2) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
八千代町役場

茨城県告示第34号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 神栖町
- 2 事業の種類 (仮)神栖町総合福祉センター建設事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分 鹿島郡神栖町大字溝口字神地及び字宮前地内
 - (2) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
神栖町役場

茨城県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年1月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 立崎羽根野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡利根町立崎 字内前120番1地先から	旧	メートル 最大 13.00	メートル 236.00	
		最小 4.50		
北相馬郡利根町立木 字申渡2868番地先まで	新	最大 22.00	227.00	橋梁架換による区域 変更
		最小 7.00		

茨城県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年1月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 立崎羽根野線
- 2 供用開始の区間
北相馬郡利根町立崎字内前120番1地先から
北相馬郡利根町立木字申渡2868番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年1月12日

茨城県告示第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので
同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 八千代町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
八千代都市計画公園事業
5・4・001 八千代町民公園
- 3 事業施行期間 昭和54年5月1日から昭和62年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

（大規模小売店舗審議会）

茨城県大規模小売店舗審議会告示第85号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商工指導課内）に到着するよう提出して下さい。

昭和59年1月12日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草野真男

- 1 届出者の氏名又は名称
日立福利サービス株式会社
- 2 届出者の住所 日立市城南町3丁目4番1号
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
日立福利サービス（株）
勝田ショッピングセンター
- 4 現在の閉店時刻 午後6時30分（ただし、年間40日は午後7時）
- 5 繰下げ後の閉店時刻
午後7時（ただし、年間40日は午後8時）
- 6 閉店時刻の繰下げを行う年月日
昭和59年1月21日

公 告

●川山入会林野整備に係る公告

川山入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により、昭和59年1月5日認可した。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市足崎字板宮1264の2, 1264の7, 1264の8, 1264の11, 1264の13, 1264の25

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村照沼23

照 沼 信 邦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市姫子町1丁目116の1

2 事業主の住所及び氏名

水戸市姫子1丁目67の1

富 田 久三郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町菅谷字杉原647の1, 647の15

2 事業主の住所及び氏名

日立市鹿島町1-32

株式会社金馬車 代表取締役 高 浜 正 明

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市東石川字後原3158の3の一部

2 事業主の住所及び氏名

勝田市高場643

住 谷 秀 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市大久保町字塙山2349の6, 2350の10, 2350の11, 2350の14, 2350の15

2 事業主の住所及び氏名

日立市鮎川町6丁目9の1

升屋開発株式会社 代表取締役 谷田部 三 郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

行方郡潮来町日の出2丁目18の1

2 事業主の住所及び氏名

行方郡潮来町大字辻626

潮来町長 今 泉 利 拓

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町字浜新田8259の1, 8259の3から8259の7まで, 8263の2から8263の4まで,
8264の3, 8264の4

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡波崎町1604の3

高 橋 栄次郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字布川字田河内1310の2, 1310の6

2 事業主の住所及び氏名

下館市大字布川字田河内1310

株式会社寿商事 代表取締役 高 田 貴 粉

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和59年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 年 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第1288号	58.12.26	池本 啓二	勝田市大字東石川1193の6	勝田市大字武田字一本松894の5, 894の4の一部, 894の19	メートル 4.00	メートル 35.00
" 第1289号	"	橋本 克巳	土浦市上高津新町5の69	那珂郡那珂町菅谷字仲之内2032の2	4.00	32.00
潮土木指令 第479号	"	(株)三和 代表取締役 信田 洋佑	鹿島郡鹿島町神向寺68-2	鹿島郡大野村大字角折字信1307の8, 1307の12	6.00	68.90
" 第480号	"	(株)大正恒産 代表取締役 出頭 正明	" 鉾田町大字畑田1213の103	" " 大字荒井字後398の11	4.00	33.90
" 第481号	"	菅谷 清身	" " 大字安房1407の1	" 鉾田町大字鉾田字綱張623の32	4.00	34.99
" 第482号	58.12.27	久保 博	" 大野村大字青塚347	" 大野村大字荒井字前416の16, 416の18, 416の20	4.00	144.07
" 第483号	"	斉藤 幸蔵	神奈川県横浜市旭区四季美台13	" " 大字棚木字芝山581の3	6.00	82.80
" 第488号	"	(有)橋ホームズ 代表取締役 川村 眞義	" 大和市中央林間3丁目11-20	" " 大字荒野字上出1588の2	4.00	34.85
" 第490号	"	(株)ミツワ 産業 代表取締役 日向寺 守	鹿島郡大野村大字大小志崎789の3	" " 大字青塚字砂1051の7	4.00	28.44
竜土木指令 第861号	58.12.21	中村 五郎	北相馬郡守谷町守谷甲4265	北相馬郡守谷町守谷字籠山前甲3192の1, 甲3192の7, 甲3194の2, 甲3193の3	4.00	29.64
下土木指令 第788号	58.12.22	坪野谷久七	結城市大字結城6158	結城市大字結城字観音台6101の5, 6101の6, 6136の1, 6141の3	4.00	34.30

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の繰合は場り下ぐ) 金 2, 0 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所